

平成28年度

社会福祉法人野木町社会福祉協議会
事業計画書

社会福祉法人野木町社会福祉協議会

平成28年度事業計画目次

1	基本方針	2
---	------	---

2 サービス区分計画

<社会福祉事業>

法人運営費事業及び経費	3
地域福祉活動事業及び経費	4
共同募金配分金事業及び経費	6
社会福祉基金事業及び経費	6
資金貸付事業及び経費	7
生活福祉資金貸付事業及び経費	7
地域福祉ネットワーク事業及び経費	8
外出支援サービス事業及び経費	8
配食サービス事業及び経費	9
ふれあいサロン事業及び経費	9
居宅介護支援事業及び経費	9
居宅介護等事業及び経費	10
障害福祉サービス事業及び経費	10
指定管理事業及び経費	11

<公益事業>

地域包括支援センター事業及び経費	11
デマンド交通運営事業及び経費	12

平成28年度 事業計画

【基本方針】

近年、社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、高齢者や児童等への虐待など地域社会や家庭の機能が大きく変容していく中で、地域におけるつながりが希薄化しています。また、介護保険制度などの既存の制度だけでは対応できないニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題に対し、介護保険制度の法改正、生活困窮者自立支援法の制定等の法的な整備と見直しが進む中、社会福祉に求められる役割はますます大きくなっています。

このような中、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的機関として位置づけられ、誰もが安心して住みなれた地域で暮らしていけるよう、公的サービスの充実のみならず、行政や様々な分野における各関係機関、団体等との連携を図り、地域における様々な課題や住民のニーズを的確に把握し、それらに対応した解決に取り組むことが求められています。

今年度、町と相互に地域福祉の推進を図っていくため、『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』（平成29年度～平成33年度）を一体的に策定し、地域住民と一緒に福祉課題の解決に取り組み、安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

各事業においては、地域実情に応じたニーズを常に把握しながら、それぞれの地域の課題に対応できるような体制の整備と見直しを行います。また、各地で多発する自然災害に対し、災害時の対応力強化を図るため、災害ボランティアセンターシミュレーション訓練を関係機関やボランティア団体等の協力のもと実施し体制を整えていきます。

介護保険事業、障害者総合支援事業においては、利用者本位の良質なサービス提供の運営に努め、事業の推進に取り組めます。また、地域包括支援センター運営事業においては、町の介護予防、日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施に向け、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の構築の実現に向けた支援を町と協力して準備を行います。

こうした事業を積極的に行うことにより、地域住民とともに福祉社会の実現に向けて努力いたします。

■法人運営事業及び経費

【47,542千円[41,144千円]（6,398千円）】

1 事業の概要

社会福祉法人野木町社会福祉協議会の事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うための組織として、各係（担当部署）の連絡、調整を図り、適正な法人運営を推進する。

2 主要な施策

(1) 理事会・評議員会・監査会

理事会・評議員会・監査会の開催により、法人の適正な運営と効果的な事業の実施をすすめる。また、理事会・評議員会を通じて関係機関との連絡調整を図り、社会福祉協議会が地域福祉を推進する団体として継続的かつ安定的に地域福祉を展開していくための法人組織基盤の強化を目指す。

①理事会の開催（事業計画・報告、予算・決算他の承認及び認定）

②評議員会の開催（事業計画・報告、予算・決算他の承認）

③監査会の開催（事業、会計他法人運営に係る監査）

(2) 事務局活動

法人事務局として必要な人事・財務管理等を行う。

(3) 会員増強

社会福祉協議会活動の理解を得るとともに会員の募集（7月）を推進する。

(4) 福祉サービスの適正運営

野木町社会福祉協議会における苦情解決に関する規程に基づき、利用者からの苦情に適切に対応し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、運営施設ごとに苦情解決担当者を配置するとともに、第三者委員を委嘱し、その権利を擁護する。

1 事業の概要

地域住民の福祉の向上や障がいの理解を進めるとともにボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動の育成・援助を行う。また、日常的金銭管理の判断能力が不十分な高齢者や障がい者の方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の支援を行う。

2 主要な施策

(1) 地域福祉活動計画策定事業の実施【重点施策】

『野木町地域福祉計画・地域福祉活動計画』の策定とともに、概要版を作成して理解の啓発に努め、地域住民と関係機関・団体・社会福祉事業者、行政が連携して、地域の課題を解決していく新たな支え合いの仕組みづくりを進める。

①関係団体ヒアリング調査

策定初年度に実施した町民のニーズを把握するためのアンケート調査の結果や地域懇談会だけでは把握できない課題などを把握するため実施する。

②地域懇談会の開催

計画（案）を各地域懇談会で検証し意見を得る。

③策定委員会の開催

計画策定にかかわる全体事項の協議・決定を行う。

④パブリックコメントの実施

計画にあたり、広く町民から意見を得る。

(2) 災害ボランティアセンター設置に係る整備・訓練の実施【重点施策】

災害時を支援するための円滑なボランティア活動をすすめていくため、災害ボランティアセンター運営に関わる関係団体と平常時から相互にコミュニケーションを図る。

また、災害発生時における社会福祉協議会の組織体制及び役割を明確かつ確実にし、迅速に活動できるよう資機材の整備や職員の研修・シミュレーション訓練を実施するなど非常時体制の確立を目指す。

①災害ボランティアセンター運営に係る資機材の整備

②災害ボランティアセンター設置・運営のシミュレーション訓練

③野木町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（H26.3）の検証

(3) 社会福祉等のボランティア活動支援

①ボランティア関係機関との連携と活動基盤整備

町が設置するボランティア支援センター「きらり館」との連携を図るとともに、社会福祉関係機関等のボランティア活動がより円滑にかつ効果的に進行されるよう支援する。

また、ボランティア活動が安心して行えるよう、活動内容に沿った保険加入を促進し、加入の事務手続きを行う。

ア ボランティア活動保険…ボランティア活動中のさまざまな事故による補償

イ ボランティア行事用保険…地域福祉活動・ボランティア活動等の行事における補償

②社会福祉等ボランティア活動の推進と担い手の育成

社会福祉関係等のボランティア団体（サークル）・個人により構成された連絡協議会の事務局を担当し、各種活動の支援と助成を行う。

また、視覚、聴覚障がい者の理解と支援のための必要な専門的技術を取得するために、各種技術講座を開催する。

ア 野木町社会福祉ボランティア連絡協議会の支援と助成

イ 手話・朗読・点訳講座の開催

ウ 傾聴ボランティア養成講座の開催

エ 災害ボランティア養成講座の開催

③児童生徒の福祉教育活動推進

学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校を「学童・生徒のボランティア活動普及事業」協力校に指定し、協働による福祉体験学習を推進する。

また、次世代を担う学童・生徒に対し、福祉・ボランティア活動への理解や関心を高めるため各種ボランティア講座を開催する。

ア 協力校事業連絡会議の開催（年3回）

イ 地域福祉新聞（小中学生版）の発刊（共同募金配分金事業）

ウ 学校における福祉教育への支援活動

エ ボランティアサマースクールの開催（中学・高校・大学・専門学校生徒）

オ 小学生チャレンジスクールの開催（町内在住小学3年～6年生）

カ Oneday ボランティアスクールの開催（町内在住中学生）

(4) 在宅福祉活動

①福祉機材の貸出

歩行等が困難で車いすを必要とする方の日常生活の便宜を図るため車いすの貸出を行う。

②ふれあいサービス（住民参加型在宅福祉サービス）事業【重点施策】

高齢や障がい等により日常生活を営むことに支障のある方に対し、住民相互の支え合いによる会員制の生活支援（ゴミ出しや買い物支援など）サービスを提供する。

なお、本事業の見直しを図り、ニーズに添ったより効果的な事業の実施に努める。

(5) 日常生活自立支援事業（愛称 あすてらす）

知的障がい者や精神障がい者など判断能力の低下がみられる人の権利を擁護するため、次のサービスを行う。

①福祉サービス利用援助

福祉サービスに関する情報提供や相談、利用の申込み、契約の代行・代理等を行う。

②日常的金銭管理サービス

日常生活上の生活費の管理、支払いの代行、生活費のお届け等を行う。

③書類預かりサービス

預貯金通帳、印鑑、年金証書、保険証書などを預かる。

(6) 福祉団体活動支援・協力

■共同募金配分金事業及び経費

【2,003千円[1,814千円](189千円)】

1 事業の概要

社会福祉活動の理解と関心を高めるため、ふくしのつどいの開催や広報啓発活動（情報誌やホームページの活用）を推進し、活動の紹介や情報を提供する。

2 主要な施策

(1) 広報・啓発活動

福祉功労表彰や福祉に対する理解と住民参加活動（ボランティア活動）の普及、情報交換、学習の場づくりを目的にふくしのつどいを開催する。また、社協情報誌『ぼけっと』・地域福祉新聞の発行やホームページの維持管理など広報活動を行う。

①社協情報誌『ぼけっと』…年4回（4月・6月・10月・1月）発刊

②地域福祉新聞…年1回（2月）発刊

③ホームページ…年間公開

(2) 高齢者の社会参加

町内在住65歳以上のひとり暮らしの高齢者を対象に交流会（年2回）を開催し、当事者・民生委員児童委員・ボランティア等との互いの交流をとおして孤独の緩和化を図るとともに生きがいつくりをすすめる。

(3) 世代間交流事業

児童と地域の高齢者が季節行事やレクリエーションをとおしての交流（年2回）を行う。

(4) 児童・生徒の福祉教育活動支援助成

学校における福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、町内の小中学校7校に支援・助成を行う。

■社会福祉基金事業及び経費

【1,115千円[3,117千円](△2,002千円)】

1 事業の概要

町民、企業からの寄付金を基に「社会福祉基金」を設置し、1億円を目標に積み立てを行い、その果実等により在宅福祉サービス、ボランティア活動の育成等、町民の社会福祉への参加と福祉向上を図る。

■資金貸付事業及び経費

【1, 474千円 [1, 465千円] (9千円)】

1 事業の概要

低所得者及び生活困窮者に対し、必要な小口の資金の貸付を行い、家庭の経済的自立と生活意欲の向上を図り、安定した生活ができるよう支援する。

(1) 資金貸付相談

- ①生活一時資金
- ②医療・介護一時資金
- ③家屋修理一時資金
- ④奨学一時資金
- ⑤その他の一時資金

■生活福祉資金貸付事業及び経費

【103千円 [100千円] (3千円)】

1 事業の概要

栃木県社協の受託事業として、他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者・高齢者世帯に資金の貸付事務や相談支援を行い、経済的自立や生活を確保する。

(1) 資金貸付相談

①総合支援資金

失業等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費等の資金の貸付事務・相談事務を行う。

②福祉資金

他資金等が利用できない低所得世帯、療養・介護を必要とする高齢者や障がい者のある方と同居する世帯に資金の貸付事務・相談支援を行う。

③緊急小口資金

緊急的かつ一時的に生計維持が困難となった世帯への資金の貸付事務・相談支援を行う。

④教育支援資金

学費等の捻出が困難な低所得世帯に対し、高等学校や大学等への入学や在学中の学費の貸付事務・相談事務を行う。

⑤臨時特例つなぎ資金

離職者を支援する公的給付や貸付の開始までのつなぎ資金の貸付事務・相談事務を行う。

■地域福祉ネットワーク事業及び経費

【8,641千円 [8,416千円] (225千円)】

1 事業の概要

地域におけるボランティア活動などの住民の福祉活動への支援や地域住民が相互に協力し、要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど多種多様な福祉ニーズに対してきめ細かな支援を行う。

2 主要な施策

(1) ふれあい福祉総合相談

住民の抱える様々な生活や福祉問題等に対し、気軽に相談できる体制を整え、適切な助言や情報提供を行うための各種総合相談や相談員研修会を行うとともに、必要な福祉サービスの実施に努める。

相談種別	開設曜日・時間	相談員	相談内容
心配ごと相談	毎月第1・3水曜日 10:00-12:00	民生委員児童委員 保護司・人権擁護委員	日頃の悩みごとなど 日常生活に関する相談
法律（弁護士）相談	奇数月第3木曜日 10:00-12:00	弁護士	財産・扶養・土地・金 銭貸借・賠償・離婚等 の問題に関する相談
介護相談	月～金曜日 8:30-5:15	介護関係職員	介護や介護保険（サー ビス）等に関する相談
ボランティア相談	月～金曜日 8:30-5:15	社協職員	ボランティア保険や社 会福祉支援活動等に関 する相談
生活資金・地域福祉 権利擁護相談	月～金曜日 8:30-5:15	社協職員	生活資金や日常金銭管 理に関する相談

■外出支援サービス事業及び経費

【418千円 [417千円] (1千円)】

1 事業の概要

日常生活における常時車いすを使用している方（高齢者で肢体不自由等）で、一般の交通機関を利用することが困難な方に、リフト付車両により居宅と社会福祉施設又は医療機関等の間の送迎を行う。

■配食サービス事業及び経費

【1, 738千円 [1, 498千円] (240千円)】

1 事業の概要

ボランティアの協力により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等にお弁当の宅配（月4回 毎金曜日）を行うことで、安否の確認と日常生活の身体的・精神的負担の軽減と健康維持を図る。

■ふれあいサロン事業及び経費

【3, 194千円 [3, 097千円] (97千円)】

1 事業の概要

地域における高齢者が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがい活動をとおり、元気に安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動のもと、日常的なふれあいや交流を行う場づくりを推進する。また、サロンの開設および地域における自主的運営を担う組織・団体等に助成及び活動支援を行う。

①支援

小地域におけるサロンの運営支援と新たな設置に向けた啓発及び支援をする。

②研修

ふれあいサロン運営協力者の発掘・育成のための研修を実施する。

③助成

地域自主的サロン運営への助成及び活動を支援する。

■居宅介護支援事業及び経費

【19, 433千円 [18, 329千円] (1, 104千円)】

1 事業の概要

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた人のケアプランを作成し、関係各所との連携強化を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援する。

2 主要な施策

(1) 居宅介護支援事業所の運営

介護保険法に基づき介護支援専門員の適正な人員配置をし、関係機関・事業所との連携・調査を図り、より良質なサービスが受けられるようケアマネジメントを実施する。

- ア 介護サービスに関する相談
- イ 希望に沿ったケアプラン（介護サービス計画）の作成
- ウ 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- エ 住宅改修の相談・手続き
- オ 福祉用具貸与・購入の相談・手続き

■居宅介護等事業及び経費

【24,148千円 [19,258千円] (4,890千円)】

1 事業の概要

指定訪問介護事業所として、各種制度に基づくホームヘルプサービスを行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、在宅生活を支援する。

2 主要な施策

(1) 訪問介護事業所の運営

①事業所の運営

介護保険法における訪問介護・予防訪問介護事業所として、要介護状態にある高齢者・要支援状態（予防）にある高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、各個人の要介護度と心身の状況に応じた計画をたてて、身体介護、生活援助のサービスを提供する。また、訪問介護員として、専門的知識向上のための会議・研修会を定期的実施する。

ア 身体介護サービス（食事・入浴・着替えなど専門的な介護の援助）

イ 生活援助サービス（調理・洗濯・掃除など家事の援助）

②自立世帯や制度対象外サービスへの取り組み

介護保険制度における要介護認定で「自立」と認定され、町が生活援助サービスを必要と認めた方に対し、訪問介護員を派遣し、家事等の援助サービスを実施する。また、通院時院内介助など介護保険制度で認められないサービスが必要な場合は、活用できる社会資源を紹介するほか、必要に応じて自費契約による介護サービスを実施する。

ア 身体介護に関すること

イ 家事に関すること

ウ 相談・助言に関すること

■障害福祉サービス事業及び経費

【242千円 [842千円] (△600千円)】

1 事業の概要

障害者総合支援法制度における居宅サービス事業所として、日常生活に支障のある障がい者が地域で自立して生活できるよう家事や外出時の介護など日常生活を支援する。

- ア 身体介護に関すること
- イ 家事に関すること
- ウ 外出時における介護

■指定管理事業及び経費

【22,800千円 [22,469千円] (331千円)】

1 事業の概要

高齢者の福祉を増進する事業の展開と施設機能の充実及び利用の促進を図り、適切な管理運営を行う。

2 主要な施策

(1) 野木町老人福祉センターの管理運営

コミュニケーションを多くとることができ、楽しみを増やせる生きがいつくりの場として、高齢者の社会参加活動を促進する。施設整備や防災等安全確保に十分配慮し、利用者が安全安心に利用できる環境づくりに努める。

(2) 自主事業の実施

①生きがい講座

高齢者の文化教養の向上と相互の交流を深め、趣味を高めて、楽しく生きがいのある暮らしを営めるよう支援する。

ア 3講座（創作・習いごとなど）

②健康体操教室

心身の老化防止と健康維持・増進と生きがいつくりを支援する。

ア 柔軟運動・レクリエーションダンス・ウォーキングダンスなど

■地域包括支援センター事業及び経費

【43,360千円 [39,991千円] (3,369千円)】

1 事業の概要

地域に住む高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活が続けられるよう支援するため、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等を実施する。

2 主要な施策

(1) 地域包括支援センターの運営

①総合相談支援業務

地域に住む高齢者の様々な相談に対応し、適切な機関・制度・サービスに繋ぐなど継続的に支援する総合的な相談を行う。

②権利擁護業務

高齢者の虐待防止、成年後見制度活用支援などの権利擁護業務を行う。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者に対し、包括的かつ継続的な福祉・介護サービスが提供されるよう地域のネットワークを構築し、社会資源を活用したケアマネジメントを行う。

④指定介護予防支援事業所の運営

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるように、介護予防サービス事業者等との連絡・調整を図りプランを作成する。

⑤介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への移行に向けた勉強会・研修会等に積極的に参加する。

(2) 介護予防事業などの実施

①通所型介護予防事業の実施

二次予防事業対象者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防教室プログラム（運動器機能向上、口腔機能向上）への参加促進を行う。

②家庭科教室事業の実施

高齢者の介護予防を目的に、料理教室等をとおして栄養改善等を行い、健康維持をすすめる。

(3) 安全・安心見守りネットワーク事業

町で実施する安全・安心見守りネットワーク事業において、包括支援センターの事業に関わる役割を担い、関係機関との情報提供・活動の支援に努める。

■デマンド交通運営事業及び経費

【17,447千円[17,674千円]（△227千円）】

1 事業の概要

住民の交通手段を確保するための乗合タクシーの運行事業を運営する。また、運営にあたっては住民の利用の促進と利便性の確保及び快適に利用できるよう努める。

運行エリア（範囲）	野木町全域及び光南病院（小山市）、友愛記念病院（古河市） ※友愛記念病院へは、行きのみ
運行日	月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は運休
運行時間	午前8時～午後5時（30分おき運行）
運行台数	3台（セダン2台、ワゴン1台）
利用料金	1回（片道） 大人（中学生以上）300円、子人（小学生以下）200円 75歳以上 200円、3歳未満 無料
予約受付日・時間	月曜日から金曜日 午前8時から午後4時30分 ※土曜日、日曜日、祝日、8月13日～16日、 12月29日～1月3日は除く

■日本赤十字社活動と共同募金活動

(1) 日本赤十字社栃木県支部野木町分区事務局

- ①日赤社員増強運動の実施（５月）
- ②被災世帯への救援物資の援助（寝具・日用品等）
- ③災害等による被災地への義援金等の受付
- ④日赤県支部事業（救急法講習会等）の実施及び受付事務
- ⑤被災地救援活動の実施・援助

(2) 栃木県共同募金会野木町支会事務局

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（１０月）
- ②災害等による被災地への義援金等の受付

■その他の支援活動（リサイクル関連）

- ①不要入れ歯等貴金属リサイクルの国際協力支援
- ②ペットボトルキャップの国際協力支援（ワクチン還元）
- ③使用済み切手収集の国際協力支援